

## 2025年度 町田市立図師学校 学校いじめ防止基本方針

「いじめ防止対策推進法」及び、「町田市いじめ防止基本方針（2022年3月改定）」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」及び本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

### I いじめ防止等における基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめはどの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、「未然防止・早期発見・早期対応」を基本として、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決されなければならない。そして、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外問わずいじめが行われなくなるように、いじめ防止対策を教職員が連携・協力して組織的に取り組む。

### II 学校におけるいじめ防止等に関する取組

#### 1 いじめを「防ぐ」（未然防止）

教職員が、いじめの定義について十分に理解したうえで、児童・生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。

#### 〈具体的な学校の取組〉

##### (1) 「いじめに関する授業」の年間3回以上実施

児童・生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うために、すべての学級で「いじめに関する授業」を年間3回以上実施する。

##### (2) 心の教育の推進

全ての児童・生徒が安心でき、自己肯定感や自己有用感を育み、学校生活において充実感のもてる学校づくり、授業を行う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、児童・生徒が自分の心と向き合い、ストレスに適切に対処できる力を育む。

- ① 道徳授業地区公開講座の充実(2月)
- ② ふれあい月間に等いじめ防止研修の取組を実施
- ③ スクールカウンセラーを活用した相談体制の強化

##### (3) 家庭や地域と連携した未然防止の取組

いじめ問題に対し、地域や保護者（家庭）、関係機関と一体となって取り組んでいく。

- ② 保護者会等でいじめの指導や相談体制について、説明する。
- ③ 保護者に心のアンケートを通して、児童が不安や悩み等を伝えられる取組みについて説明する。

## 2 いじめに「気付く」（早期発見）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気づきにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識し、いじめを見逃さずに、組織的に解決する。

### 〈具体的な学校の取組〉

#### (1) 身近にいる大人や相談機関に相談できる体制づくり

児童が、不安や悩み等について、身近にいる大人や相談機関等に伝えたり相談したりできる環境づくりを行う。

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり
- ② 相談窓口の紹介
- ③ 三者面談、二者面談の充実
- ④ スクールサインとその利用方法の周知・徹底
- ⑤ 年度初めの全学級で、いじめの標語づくり

#### (2) いじめの兆候を見逃さない体制づくり

児童の些細な変化や兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ① 子どもの普段の様子からの人間関係の把握
- ② 「心のアンケート」の毎月実施と実施後の教員間、家庭との情報共有
- ③ 「スクールサイン」の投稿への早期対応

#### (3) 「学校いじめ対応チーム」の組織的な対応

- ① 年3回の校内研修（6月、11月、2月）の実施（\*1回は重大事態に対する研修を実施）
- ② 「生活指導共有会」の月一回の実施

## 3 いじめから「守る」（早期対応）

「いじめはどの学校でもどの児童にも起こり得る」との認識の下、学校いじめ対応チームを中心として組織的に対応する。教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せず、直ちに全て学校いじめ対応チームに報告・相談し、学校の組織的な対応につなげる。

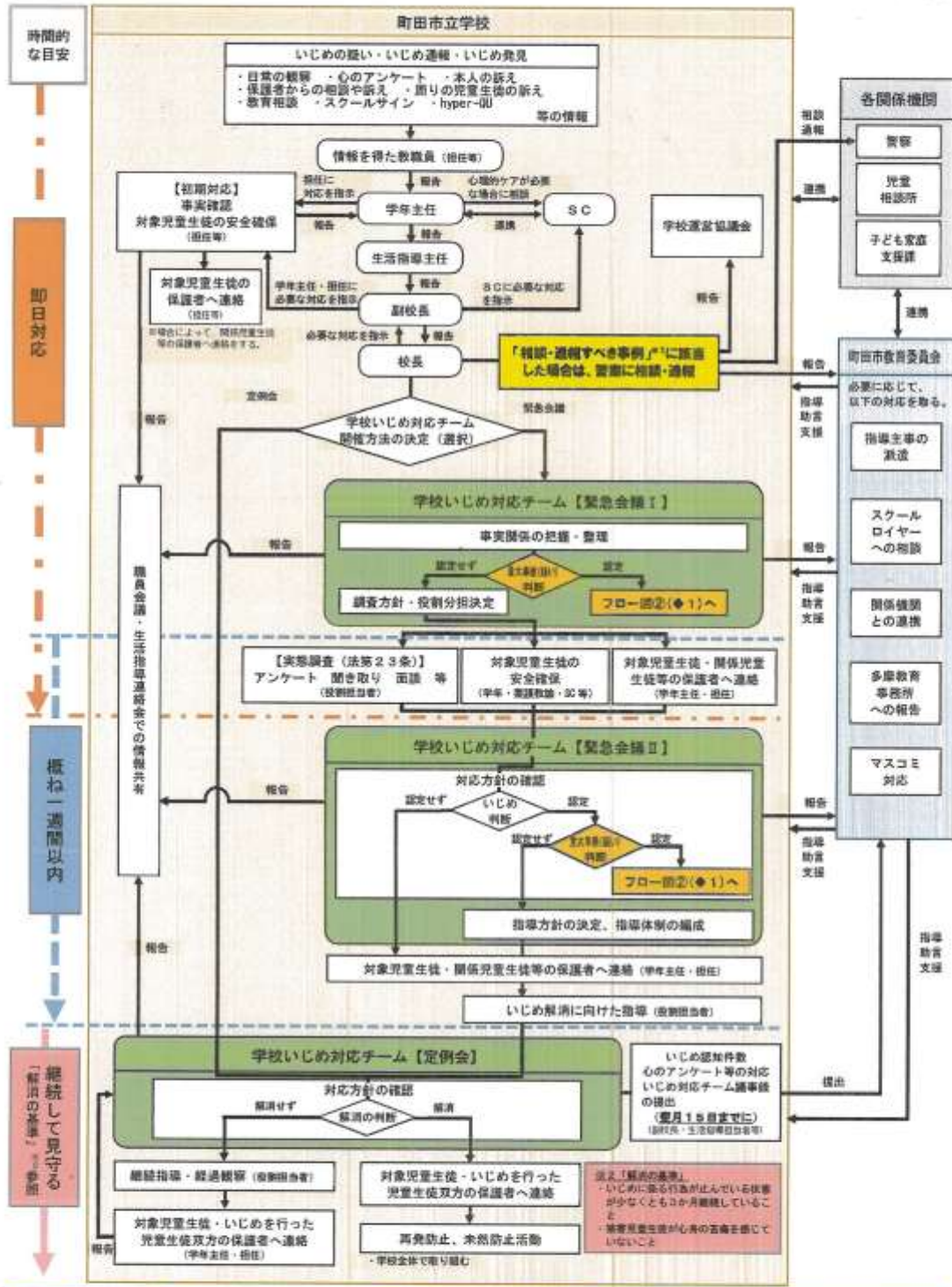
### 〈具体的な学校の取組〉

- ① 学校いじめ対応チームの臨時招集と本心の決定
- ② いじめを受けた児童を徹底して守り通すことが必要であり、合わせて、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状態に合わせた継続的なケア
- ③ いじめを行った児童の指導

### Ⅲ いじめ対応の具体的な取組と流れ

フロー図① いじめ事案発生時の対応の流れ

町田市教育委員会指導課 2025年3月版



**注1** 「相談・通報すべき事案」(注1)発生後は、4週間以内に対処し、必要に応じて警察との連携等の要請について(通報)支援指導する。

**注2** SC(スクールカウンセラー)は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、心理的ケアが必要な場合に相談を行う。SCは、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、心理的ケアが必要な場合に相談を行う。SCは、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、心理的ケアが必要な場合に相談を行う。

**注3** 「継続して見守る」は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、継続して見守る必要がある場合を指す。継続して見守る期間は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、継続して見守る必要がある場合を指す。

**注4** 「再発防止、未然防止活動」は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、再発防止、未然防止活動を行うことを指す。再発防止、未然防止活動は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、再発防止、未然防止活動を行うことを指す。

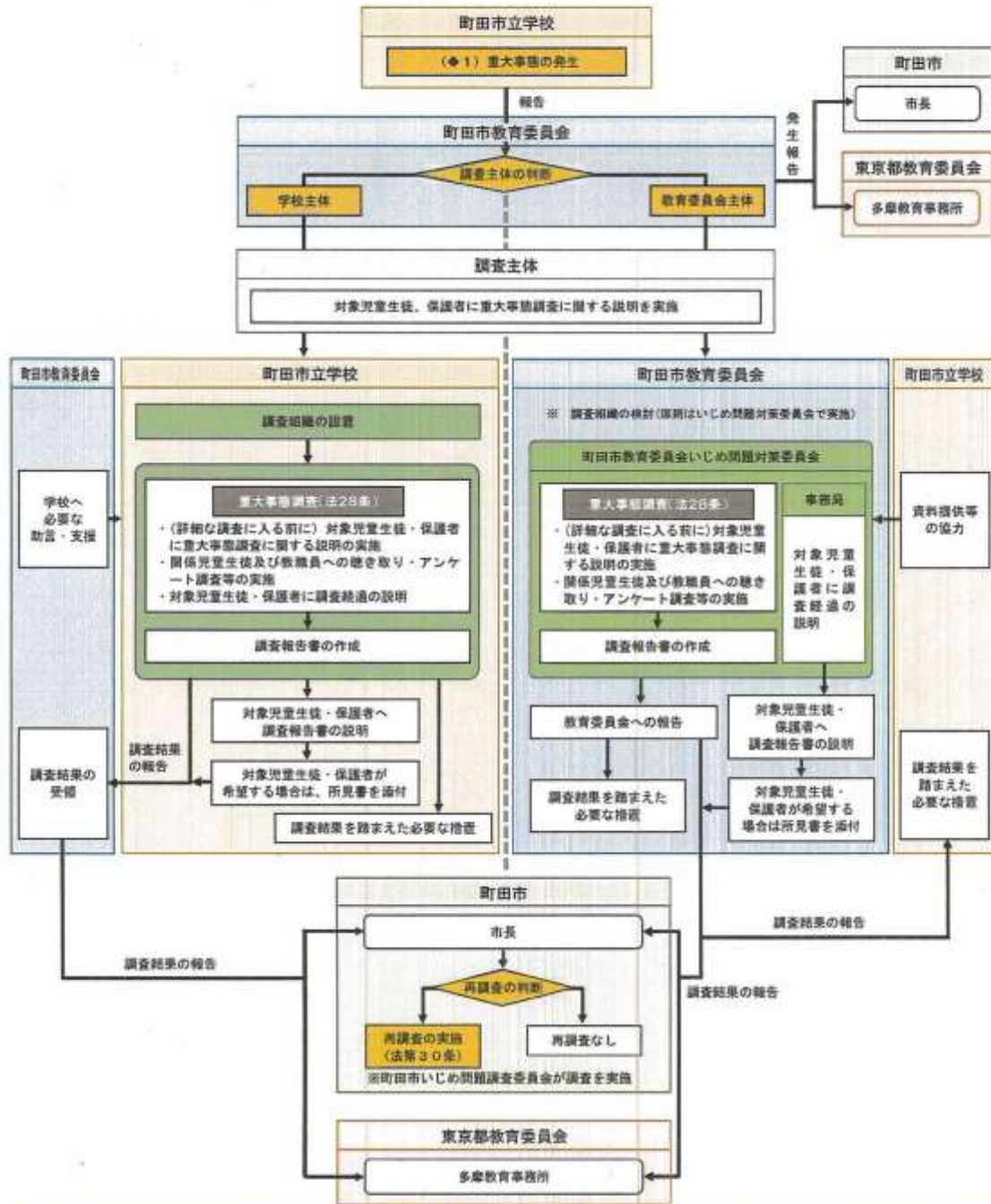
**注5** 「いじめ認知件数」は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、いじめ認知件数を指す。いじめ認知件数は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、いじめ認知件数を指す。

**注6** 「心のアンケート」は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、心のアンケートを実施することを指す。心のアンケートは、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、心のアンケートを実施することを指す。

**注7** 「いじめ対応チーム議事録」は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、いじめ対応チーム議事録を作成することを指す。いじめ対応チーム議事録は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、いじめ対応チーム議事録を作成することを指す。

**注8** 「毎月15日までに」は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、毎月15日までに提出することを指す。毎月15日までに提出することは、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、毎月15日までに提出することを指す。

**注9** 「副校長・生活指導担当等」は、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、副校長・生活指導担当等が対応することを指す。副校長・生活指導担当等が対応することは、いじめの疑い・いじめ通報・いじめ発見の情報に基づき、副校長・生活指導担当等が対応することを指す。



**【重大事態とは】(法28条)**

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

**【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版 P.14)**

○ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

## IV いじめが発見されたときの対応の流れ

初期対応の流れ	取組
1 いじめの発見・認知 2 報告（5W1Hを正確に） 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	○学級担任、教職員による観察 ○子ども・保護者の訴え ○「心のアンケート」 ○教育相談 ○外部からの情報 ○発見者及び認知者は、直ちに生活指導主任、該当学年主任、校長・副校長に報告
3 事実確認と情報整理及び関係保護者への連絡・説明 ※ 訴えには、 「あなたを全力で守る」 「お子さんを全力あげて守る」と伝える。	○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報 ○当該の子ども、関係者からの聞き取り □話しやすい人や場所等の配慮 □複数の教職員で聞き取り □情報提供者の秘密を守る ○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）
4 情報共有と共通理解及び校内体制の編成	○会議等で情報共有 （指導・援助方針の共通理解、役割分担） ○スクールカウンセラーや教育委員会、スクールソーシャルワーカー等との連携
5 子どもへの指導及び保護者との連携	○被害者（いじめられた子ども）へ 徹底して味方になる。表面だけで判断せず支援を継続する。 ○加害者（いじめた子ども）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導する。 ○観衆・傍観者（周りの子ども）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子どもとともに真剣に取り組む姿勢を示す。
6 関係諸機関との連携及び継続観察・状況確認	○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関との連携を図る。 ○被害者等への心のケアを優先し、関係の子ども等について、継続観察及び状況確認を行う。 ○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の保護者等への説明方法を検討する。 ○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。

## V 図師小学校「いじめ対応チーム」の構成と役割

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。「いじめ対応チーム」は月1回の定例会を開催し、いじめの未然防止、早期対応の取組を確認するとともに、必要に応じて臨時会を設定し、いじめの対応を行う。

また、このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

### 【構成】

校長	(若月)	副校長	(茂田)
生活指導主幹	(齋賀)	教務主幹	(本田)
当該学年主任	(各学年)	当該学級担任	(各学級)
養護教諭	(小俣)	教育相談担当	(齋賀・小俣)
スクール・カウンセラー	(薙野)	生活指導共有会担当	(山下、小川、堀江、高橋、平林、小俣、齋賀)
通級教員	(中山、大見、山本、八重樫)		

### 【役割】

- ・生活指導共有会の開催、緊急会の開催。心のアンケートの実施後の情報共有、確認
- ・いじめの防止等に係る学校の年間活動計画（校内研修、いじめに関する授業、スクールカウンセラーによる是認面接、保護者会での説明、子どもの主体的な活動への支援など、それぞれの実施計画）の作成
- ・個々のいじめやいじめの疑いの事案について、現状と対応の進捗状況を確認するとともに、今後の対応策を決定する。
- ・子どもの様子で気になることがあったとき、子ども間でトラブルが発生した時など、教員から報告を受けるとともに、教職員間で情報を共有する。
- ・教員から、子どもの様子で気になることが報告された場合は、事実確認の方法を決定する。
- ・事実確認の結果について報告を受け、当該の事案が、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について判断する。
- ・いじめ等について、実態に基づき、早期解決に向けた対応方針を協議する。
- ・子どもに対して中心となって対応を行う学級担任等に、適切に助言をしたり相談依頼したりする。
- ・全てのいじめの事例について、共通の様式等で記録を残し、他の教職員が確認できる方法により保管する。

## Ⅵ いじめ防止のための教員の研修計画

全ての教職員が、「いじめ」をはじめとしたいじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、職員の対応力や校内の組織力の向上を図るために、以下の通り、教員の研修を行う。

実施月	内容
6月	「いじめ」の定義の確実な理解・「学校いじめ防止基本方針」の内容理解
11月	「重大事態への対処」の理解・事例の演習
2月	いじめ問題の解決に向けた組織的な取組・事例の演習

\*いじめ総合対策（第2次・一部改定）上下巻を活用

## Ⅶ いじめに関する授業計画

いじめ問題の未然防止、早期解決につなげるために、児童に対して以下の計画でいじめに関する授業を年3回必ず実施する。

学年	実施月	教科	内容・単元名など
1年	6月	国語	「わけをはなそう」
	10月	道徳	「いっしょにあそぼう」
	1月	道徳	「ひとつぼし」
2年	6月	学級活動	「いいところをみつけよう」言われてうれしい言葉を使って、助け合う
	10月	道徳	「おれたものさし」正しく善悪を判断し、責任ある行動をとる。
	1月	道徳	「さるくんはだめ」言われてうれしい言葉を使って助け合う。
3年	6月	道徳	「SL公園で」（善悪の判断、自律、自由と責任）
	10月	学級活動	「友達との言葉遣い」相手を傷つける言葉を改め、温かい言葉遣いをする
	1月	道徳	「なかよしだから」（友情・信頼）
4年	6月	道徳	「いっしょになってわらっちゃだめだ」
	10月	道徳	「わたしの見つけた小さな幸せ」
	1月	学級活動	「友達のよさを見つけよう」
5年	6月	道徳	心のレシーブ／理解し合う心
	10月	学級活動	信頼し支え合う関係をつくり、いじめのないクラスへ
	1月	総合	SNS 正しく使おう
6年	6月	道徳	「ばかじゃん」（友情、信頼）
	10月	道徳	「言葉のおくりもの」（友情、信頼）
	1月	学級活動	ネット犯罪に気をつけよう

\*4月当初に「いじめの標語づくり」を各学級で行う。その後、一年間学級の目立つ場所に掲示し、いじめ防止の取り組みとする。